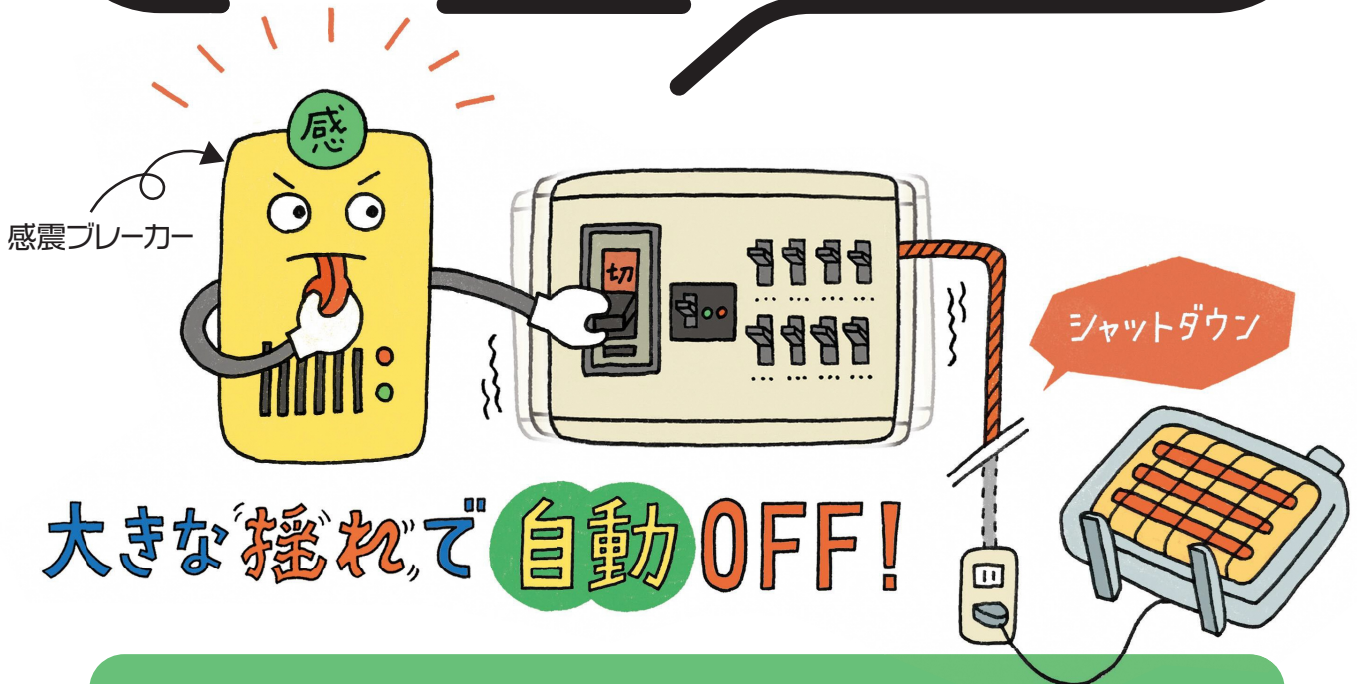


もうご自宅には付いていますか？



感震ブレーカーを設置して 地震火災の発生を抑えましょう！



感震ブレーカー とは

地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。
※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

地震火災の危険性が高い地域に お住まいの方は

2ページでご確認!▶

先着800件

器具代金の一部を横浜市が負担します！

▼うち

先着200件

同居者全員が65歳以上で
ある等の要件を満たす世帯に 取付けをサポートします

このパンフレット(または本市の電子申請)でお申し込みいただけます。



ご自宅に感震ブレーカーは
設置されていますか？



ご自宅の状況によって
適したタイプが異なります！

POINT
1

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700** 棟

(横浜市の建物棟数の約1割弱)

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成24年10月)より。元禄型 関東地震、冬場の18時に発生と想定。

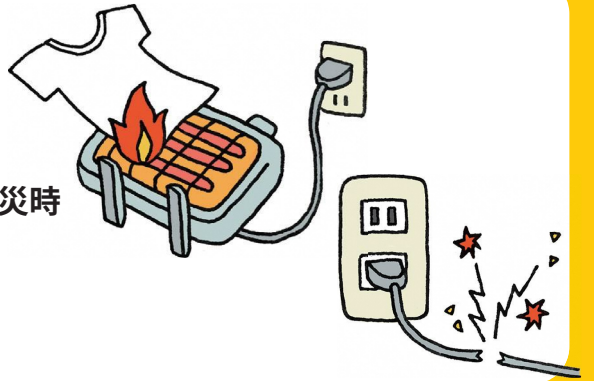
とくに「木造住宅密集地域」に被害想定が集中

POINT
2

地震火災の6割以上は「電気」が原因*です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

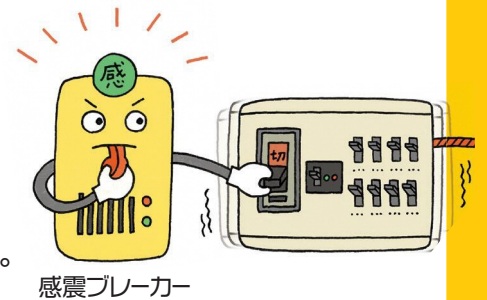


POINT
3

地震火災の発生を抑えるのに、「感震ブレーカー」が役立ちます。

感震ブレーカーとは、地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災(電気機器からの出火や停電が復旧したときに発生する通電火災)の発生を抑制する効果があります。

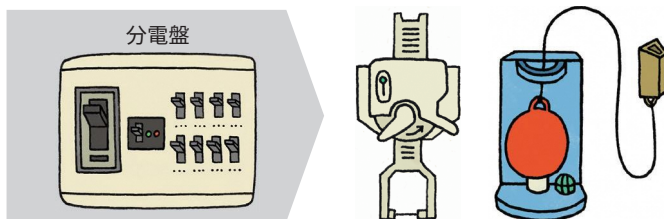
※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。



ここをチェック!

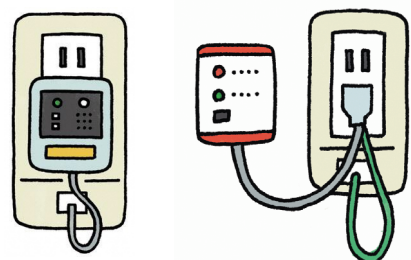
ご自宅に、感震ブレーカーが付いているか確認してみましょう。

+ 分電盤の近くにこのような器具は付いていますか?



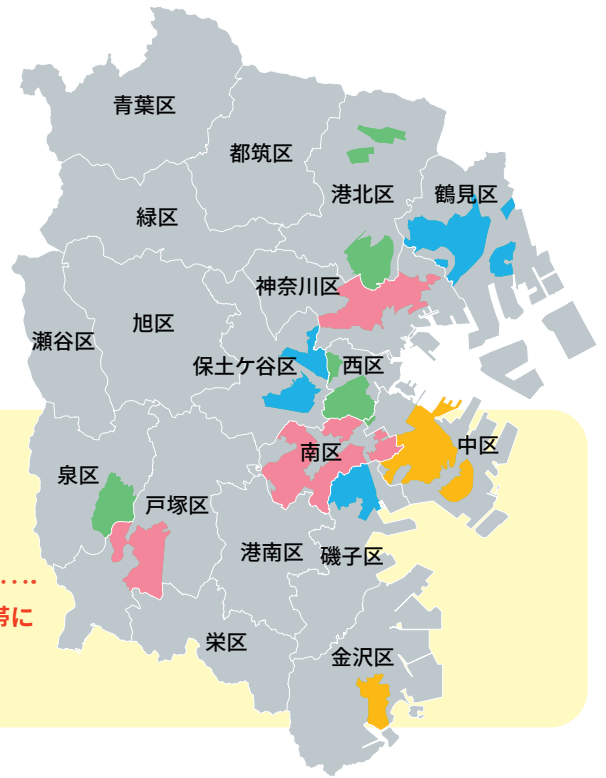
※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカー機能が内蔵されているものもあります。

+ このような器具がついているコンセントはありますか?



付いていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください!

**地震火災の危険性が高い地域に
お住まいの方を対象に
感震ブレーカー(簡易タイプ)の
器具代金や取付けをサポートします。**



先着800件

**器具代金の一部を
横浜市が負担します!**

▼うち

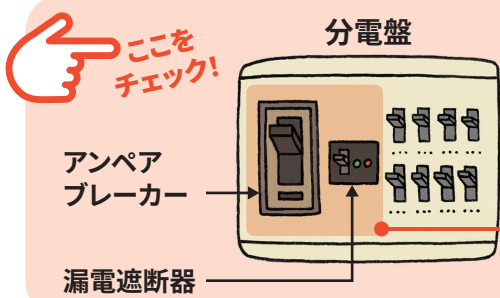
先着200件

同居者全員が65歳以上である等の要件を満たす世帯に
取付けをサポートします

対象地域 「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域。

<p>● 泉区</p> <p>白百合1~3丁目 中田北2,3丁目 中田西2~4丁目 中田東1~4丁目 中田南1~5丁目</p> <p>● 磯子区</p> <p>磯子1,2,8丁目 岡村1~7丁目 滝頭1~3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山1,2丁目</p> <p>● 神奈川区</p> <p>旭ヶ丘 入江2丁目 浦島丘 浦島町 大口通 大口仲町 神之木台 神大寺1,4丁目 栗田谷 子安通1丁目 斎藤分町 白幡上町 白幡町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 立町 中丸 七島町</p>	<p>西大口 西神奈川2,3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1~5丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋1~6丁目</p> <p>● 金沢区</p> <p>金沢町 洲崎町 泥亀2丁目 寺前1,2丁目 西柴3丁目 平潟町 町屋町 谷津町</p> <p>● 港北区</p> <p>菊名1丁目 篠原台町 篠原町 篠原西町 篠原東1~3丁目 新吉田東5,6丁目 高田東1,4丁目 綱島西5丁目 仲手原2丁目 錦が丘 日吉本町4丁目 富士塚1,2丁目</p>	<p>● 鶴見区</p> <p>市場上町 市場西中町 市場東中町 潮田町1,2丁目 小野町 岸谷1~4丁目 北寺尾1,2,5~7丁目 汐入町1丁目 下野谷町1~4丁目 下末吉1,4丁目 諏訪坂 佃野町 鶴見1,2丁目 寺谷1,2丁目 豊岡町 仲通1丁目 馬場1~7丁目 東寺尾3,6丁目 東寺尾北台 東寺尾中台 東寺尾東台 本町通1~3丁目 向井町1,2丁目</p> <p>● 戸塚区</p> <p>汲沢1,3~8丁目 戸塚町</p> <p>● 中区</p> <p>赤門町1丁目 池袋 石川町1~5丁目 上野町1~4丁目 打越 大芝台 大平町 柏葉</p>	<p>北方町1,2丁目 鷺山 諏訪町 滝之上 竹之丸 立野 千代崎町1~4丁目 寺久保 仲尾台 西竹之丸 西之谷町 初音町1~3丁目 英町 日ノ出町2丁目 本郷町1~3丁目 本牧荒井 本牧大里町 本牧三之谷 本牧町1,2丁目 本牧原 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 本牧元町 豆口台 簗沢 妙香寺台 麦田町1~4丁目 元町1~5丁目 矢口台 山下町 山手町 大和町1,2丁目 山元町1~4丁目</p>	<p>● 西区</p> <p>赤門町2丁目 東ヶ丘 伊勢町1~3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 御所山町 境之谷 浅間台 浅間町2~5丁目 中央1,2丁目 戸部本町 西戸部町1~3丁目 西前町2,3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1,2丁目 元久保町</p> <p>● 保土ヶ谷区</p> <p>岩崎町 岡沢町 霞台 帷子町1,2丁目 鎌谷町 神戸町 桜ヶ丘1,2丁目 月見台 初音ヶ丘 星川1丁目 峰岡町1~3丁目 宮田町1~3丁目 和田2丁目</p>	<p>● 南区</p> <p>井土ヶ谷上町 浦舟町1丁目 永楽町1丁目 榎町1,2丁目 大岡1~5丁目 庚台 唐沢 共進町1~3丁目 山谷 清水ヶ丘 白妙町1,2丁目 高根町1丁目 通町4丁目 中里1~4丁目 永田北1~3丁目 永田山王台 永田東1,2丁目 永田南1,2丁目 中村町1~3丁目 西中町4丁目 八幡町 東蒔田町 伏見町 平楽 別所2~5丁目 別所中里台 堀ノ内町1,2丁目 蒔田町 真金町1,2丁目 南太田1丁目 三春台 宮元町3丁目 六ツ川1,2丁目 睦町1,2丁目 若宮町1~4丁目</p>
---	--	--	---	---	--

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、 設置可能な感震ブレーカー(簡易タイプ)は異なります。



分電盤に
ブレーカースイッチが
完全に見えなくなる
ふたがあるかどうか？



漏電遮断器が
付いているかどうか？



ブレーカースイッチの
周辺にスペースが
あるかどうか？



コンセントに
アース端子が
あるかどうか？

設置できないケース

以下のような場合には設置できないことがありますので注意が必要です。

● 詳しくは4～6ページをご覧ください →



バネ式／電池式



揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。



すべて

● ブレーカースイッチの真上または真下に7cm以上の空きスペースがない。

ピオマ

● 分電盤の周辺にセンサーを壁付けするスペースがない。

ヤモリ

● 分電盤にふたが付いており、ブレーカースイッチが完全に見えない。

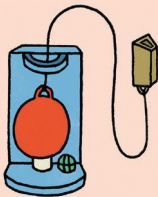


すべて

● 分電盤にふたが付いており、ブレーカースイッチが完全に見えない(ヤモリ、まもれーる・感震くんについては×)。※1

● 器具の貼り付け面とブレーカースイッチの間に段差がある。※2

おもり玉式



揺れを感知するとおもり玉が落下してブレーカーのスイッチを落とします。



下記のいずれかに該当する

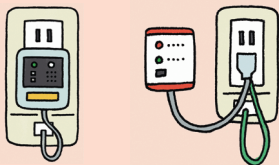
● 分電盤の真下におもり玉が落ちる20cm以上の空きスペースがない。

● ブレーカースイッチが固い。



● 分電盤にふたが付いており、ブレーカースイッチが完全に見えない。※1

コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。



下記のいずれかに該当する

● 分電盤に「漏電遮断器」が付いていない。

● アース付または3端子コンセントがない、もしくは空きがない。

● コンセントの周辺にセンサーを壁付けするスペースがない(「震太郎」については壁付けスペース不要)。

※1：原則、いずれの器具もふたやカバーを**完全に閉めた状態**で設置はできません。ふた付きの分電盤に対応している器具もありますが、ひもやコードを通すための隙間が必要となります。

※2：△の器具は地面と垂直に設置する必要があります。分電盤の構造上、器具の貼り付け面とブレーカーのスイッチの間に段差がある場合は取付けができない可能性があります。

種類	バネ式		
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	パワーヤモリセット
写真			
正面からの寸法 (mm)	縦145×横66×奥行き55	メーカーのホームページでご確認ください。	
メーカー名 (問合せ先)	(株)リンテック21 TEL : 03-5798-7801		
自己負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を助成した後の金額となります。</small>	880円 (送料・税込)	1,160円 (送料・税込)	4,120円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・容量が大きい分電盤(目安: 75A以上)やスイッチが固いものに適応 ・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可

種類	電池式	おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ピオマ	スイッチ断ボールIII	震太郎
写真			
正面からの寸法 (mm)	本体:縦87×横62×奥行47 遮断部:縦67×横67×奥行31	縦58×横34×奥行28	縦90×横62×奥行32
メーカー名 (問合せ先)	(株)生方製作所 TEL: 0120-279-170	(株)エヌ・アイ・ピー TEL: 03-3823-6220	大和電器(株) TEL: 03-3714-9331
自己負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を助成した後の金額となります。</small>	7,500円 (送料・税込)	880円 (送料・税込)	6,440円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	感震器が揺れを感知し、遮断器が反応して遮断	地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏電が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	感震器と遮断器の2部品。感震器は本体ホルダーに入れてアンカーボルトで分電盤の外に壁付けする。遮断器は両面テープでスイッチに設置する。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。付属品のひもが付いたキャップをスイッチにかぶせる。	3端子コンセント(三つ穴式コンセント)に差込む。または、アース線を接続しコンセントに差込む。
遮断までの時間	揺れを感知してから3分後	揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 感震器を分電盤近くに壁付け、遮断器を分電盤に取付けできること 器具が傾かないように設置 ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない 	<ul style="list-style-type: none"> 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペース(約20cm)があること 本体を地面と垂直に設置 ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 100Vのコンセントに差し込む。 適応主幹ブレーカー定格感度電流30mA以下

種類	コンセント差込式		
製品名	地震みはりロボ	一発遮断	Ki感震センサー (アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真			
正面からの寸法 (mm)	縦135×横76×奥行き35	縦56×横74×奥行き36	縦111×横30×奥行き45
メーカー名 (問合せ先)	(株)ケーティーコンセプト 販売代理店 (株)サルバ TEL : 045-228-5487	多摩岡産業(株) TEL : 042-361-6585	ケー・アイ技術(株) TEL : 0598-20-8511
自己負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を助成した後の金額となります。</small>	21,400円 (送料・税込)	1,800円 (送料・税込)	2,460円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断		
取付け方	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。		器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。 または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	揺れを感知してから3分後	揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・壁付けするためのスペースが必要 ・壁へのネジ止めが必要 ・アース線との接続が必要 ・100Vのコンセントに差込み ・適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA以下 		<ul style="list-style-type: none"> ・漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・壁付けするためのスペースが必要 ・壁へのネジ止めが必要 ・アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 ・アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・100Vのコンセントに差込み ・適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA以下

助成制度
1

感震ブレーカー簡易タイプの配送

横浜市が感震ブレーカーの器具代金を一部負担します。



対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」 (4～6ページの器具)
申請要件	2ページに記載の対象町丁目にお住まいの世帯の方
自己負担額	4～6ページにてご確認ください。 ※横浜市が、器具代金の一部を助成した後の金額となります。
助成件数	800個 (先着順、助成制度2の件数を含む)
申請期間	令和5年4月1日(土)～令和6年1月31日(水) (申請個数が800個に達した時点でも終了)

助成制度
2

感震ブレーカー簡易タイプの取付代行

助成制度1を申請頂いた方のうち、下記の要件を満たす世帯のみです。



申請要件	同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること ア. 65歳以上 イ. 身体障害者手帳の交付を受けている ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている カ. 中学生以下 <small>※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。</small>
助成件数	200個 (先着順)
申請期間	令和5年4月1日(土)～令和6年1月31日(水) (申請個数が200個に達した時点でも終了)

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜市南区別所1-15-1

TEL:045-714-0929 FAX:045-714-0921

※ 機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。
訪問による相談も承ります。(先着400名まで)

申込方法

郵送・FAX申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し
横浜市防火防災協会へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って
折り線に沿って折り込み、テープでしっ
かりと封をした状態で投函
- **FAX**：045-714-0921へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは
右記の二次元コードから、
電子申請フォームにアク
セスし、必要項目を入力
します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。

助成制度
1

配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震
ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の
代金をお支払い下さい。
- 支払い後に、同封されている横浜市長印付の
通知書をご確認ください。
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。

※**配送後に器具の返品や返金はできません。**

助成制度
2

取付代行の場合

- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、横浜市防火防
災協会の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。

注意事項

● 助成対象の感震ブレーカーは、すべての分電盤に対応可能ではありません。
分電盤の種類によって設置が困難なことや3～6ページの内容に当てはまらない場合があります。
判断が難しい場合は、各メーカーや公益社団法人 横浜市防火防災協会へお問い合わせください。

- 助成制度 1 配送を申請した場合は、感震ブレーカーを自己の責任で取付けしてください。
- 本事業のもと取付けした感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付け後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市及び取付事業者は、一切責任を負いません。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は、自己の責任でお願いいたします。
- 商品の在庫状況により配送・取付けの遅延、または売り切れによる別商品のご案内をする場合があります。
- 公益社団法人 横浜市防火防災協会が調査訪問に伺う際は、利用申請書とは別に調査票をご記入いただきます。

● 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。

- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用いただいた方はお申込できません。また、工場や事業者、空き家や空きアパート等自らが居住していない建物は対象外です。
- 夜間に地震が発生した場合に照明が消えることで、屋外への迅速かつ安全な避難の妨げになることも考えられるため、非常灯等を準備しましょう。
- 本助成事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。適正に履行されない場合は、器具の返還をいただいております。
また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 賃貸でお住まいの方は、原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、お申込みをしてください。

● 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。

- 発災したのちに復電をする際、焦げたような臭いを感じた場合には、直ちにブレーカーを遮断し、再度安全確認を行い、原因がわからない場合は電気の使用を見合わせる必要があります。
- 感震ブレーカーは定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換を行いましょう。

感震ブレーカー等設置推進事業に関するお問合せ ● 横浜市総務局危機管理室地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

● TEL: 045-671-3456 ● E-mail: so-chiikibousai@city.yokohama.jp

- 横浜市で従来から実施している自治会・町内会を対象とした、「感震ブレーカー等設置推進補助事業」(対象地域内を区域に含む自治会・町内会に対する器具代等の一部補助)もごございます。
詳しくは、上記TELまでお問い合わせください。

その他、横浜市では家具転倒防止器具の取付代行も実施しています。

申請要件などの詳細は

横浜市 家具転倒

で検索!!



利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)
住所	〒 横浜市磯子区
連絡先	(日中、連絡が取れる番号をお書き下さい)
1. 希望する助成制度（いずれか1つ、申請する助成制度の口を■に塗りつぶして下さい。） <input type="checkbox"/> 器具助成（配送） <input type="checkbox"/> 器具助成（配送）＋器具取付（要件： <u>同居者全員</u> が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること）	
2. 希望する感震ブレーカー（いずれか1つ、希望する製品の口を■に塗りつぶして下さい。） <input type="checkbox"/> ヤモリ・・・・・・・・・・・・・・・・ 880円 <input type="checkbox"/> 地震みはりロゴ・・・・・・・・ 21,400円 <input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・・・・・・ 1,160円 <input type="checkbox"/> Ki感震センサーアース線タイプ・2,460円 <input type="checkbox"/> パワーヤモリセット・・・・・・・・ 4,120円 <input type="checkbox"/> Ki感震センサー3端子線タイプ・2,460円 <input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・・・・・・ 880円 <input type="checkbox"/> 一発遮断・・・・・・・・・・・・ 1,800円 <input type="checkbox"/> ピオマ・・・・・・・・・・・・・・ 7,500円 <input type="checkbox"/> 震太郎・・・・・・・・・・・・・・ 6,440円	
3. 同意事項（同意の上、「はい」に○を付けてください。） → はい 申請にあたり、下記の同意事項に同意します。 ・当該助成制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。 ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電時に使用するバッテリーを備えています）。 ・現状回復義務の観点から、貸主等との相談や了承を得ています。（賃貸にお住まいの方のみ） ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。	

↓ 折り線①

2328790



2024年3月31日まで (切手不要)

横浜市南区別所一丁目15番1号 B M L 横浜ビル2階
公益社団法人
横浜市防災協会
防災支援課
行



→ 折り線④

↑ 折り線②

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

最後にセロテープでここをしつかり止めてください。